

# 配偶者からの暴力被害者の支援に御協力をお願いします。

DVや性暴力に  
気づいたら  
相談されたら

そのとき、私たちにも  
できることがある。

## 医療機関の役割

医療関係者（医師、歯科医師、看護師、保健師、助産師、薬剤師、医療ソーシャルワーカー等）は、職務上、受診した患者のケガやアザの状況等から、DV被害者やDV被害の疑われる人を発見しやすい立場（最初の砦）にあるため、通報や情報提供によりDV被害者の早期支援につなげていくことが重要となります。

### 【通 報】（DV防止法第6条第2項）

DV被害者本人の意思を尊重の上、配偶者暴力相談支援センター（0985-22-3858）または警察に通報することができます。この通報は、守秘義務違反には当たりません。

### 【情報提供】（DV防止法第6条第4項）

被害者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の相談窓口の情報提供をお願いします。

配偶者暴力相談支援センター等相談窓口



## お願いしたいこと

- ① 上記のDV防止法に基づき、暴力を受けた被害者を発見したときには、原則、**本人に同意を得た上で、配偶者暴力相談支援センター又は最寄りの警察に通報をお願いします。**  
ただし、被害者の生命又は身体に対する重大な危害が差し迫っていることが明らかな場合には、本人の同意が確認できなくても通報を優先してください。
- ② 医療機関で治療したという記録は、被害者が暴力を振るわれていたことの証拠となり、保護命令の申し立てや損害賠償請求等の際に有効です。医師の診療記録のほか、看護記録、検査記録、臨床検査データ、紹介状などの記録の作成にあたっては、受傷の状況を具体的に記載していただきますようお願いします。